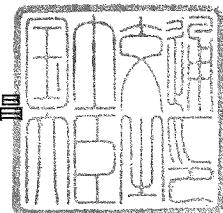


国自貨第12号  
令和7年4月8日

公益社団法人  
全日本トラック協会  
会長 坂本 克己 殿

国土交通大臣  
中野 洋昌



### トラック運送業における価格転嫁及び賃上げに関する取組について（要請）

平素より、国土交通行政にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、我が国経済は、長年続いたデフレ経済を脱却し、賃上げと投資が牽引する「成長型経済への転換」ができるか、重要な局面を迎えております。令和7年の春季労使交渉において、33年ぶりの高水準となった昨年の勢いで大幅な賃上げを実現し、賃上げの流れを中小企業等で働く方々まで、そして、取引の上流から下流まで広く行き渡らせるためには、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが、必要不可欠です。

また、サプライチェーンの隅々まで価格転嫁を浸透させることは、サプライチェーン全体で利益を共有し、賃上げ・投資を促し、取引先により支えられている発注者自身の製品・サービスの競争力強化に繋がる、極めて重要な課題であります。

価格転嫁・取引適正化を社会全体で進めるためには、幅広い業界で同時並行的に、発注者となる企業が、中核となる事業に関する取引のみならず、受注者との取引全般における適正取引を行うことが必要です。

こうした中で、令和7年1月16日に開催された「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」において、中小企業が価格転嫁できるような仕組み、あるいは、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けた各種の取組を、政府が各業界・企業と連携して進めるよう、石破総理より指示がありました。

また、1月24日に開催された第7回「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」において、1月16日の車座における総理指示を具体化するため、関係省庁から所管業界に対して以下6点について要請を行うよう、青木内閣官房副長官から指示がありました。

つきましては、3月14日に開催されましたトラックドライバー等との車座におきましても、石破総理より「果敢な価格交渉と、確実な賃上げ」を要請したとおり、貴協会におかれましては、改正物流法に基づく取引適正化に関する取組を確実に実施していただくほか、業界内部での確実な賃上げと荷主等への果敢な価格交渉を行っていただくよう、本要請文を傘下会員へ周知いただくとともに、特に下記の点について依頼いただきますよう、お願い申し上げます。

また、貴協会から周知・依頼を受けた個々の事業者におかれましては、経営幹部の方から、現場の担当の方々まで、本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

## 記

### 1. 下請法（下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号））違反がないか、業界全体での自主点検と、違反がある場合の迅速な不利益の補償や、「自発的申出」の活用

「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」等の現行下請法第4条及び同法第3条等の規定に違反する行為がないか、業界全体で自主点検を行うこと。また、違反があった場合には、下請事業者が受けた不利益の早期回復を行うなどの改善措置を講じること。その際、下請法の「自発的申出」<sup>1</sup>を活用し、下請法違反行為を行っていた親事業者が、公正取引委員会又は中小企業庁に対して違反行為を自発的に申し出ることも検討すること。

### 2. 下請法の改正に関する検討状況の周知や、成立・施行前からの自主的な対応

現在検討中の下請法の改正案<sup>2</sup>において、

- ・ 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止すること
- ・ 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止すること
- ・ 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加すること
- ・ 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、適用基準を追加すること

等を新たに措置することが検討されている。

本改正案は成立していないものの、これら新たに規制が検討されている行為等は法規制の有無にかかわらず速やかに是正されることが重要であり、改正案の成立・施行を待つのではなく、各業界・企業に対して周知するとともに、取引適正化の観点で各業界・企業において自主的な対応を行うこと。

### 3. 「無償サービスの提供要請」、「手数料負担の押し付け」など、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の見直し

発注者が受注者に対し、金銭や役務・サービス、その他の経済上の利益を、不当に提供させることは、下請法上、違反行為に該当し得るものである。にもかかわらず、「長年にわたり広く実施されている」、「不利益が小さく、別の取引で回収可能」等との言い分により、受注者に不利益・不合理でありながら「染みついた商慣習」も存在する。

<sup>1</sup> 「下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて」（公正取引委員会、平成20年12月17日公表）[https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke\\_tetsuduki/081217.html](https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html)

<sup>2</sup> 「下請法改正の検討状況及び現行制度下での取組」（公正取引委員会、令和7年1月24日公表）[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku\\_kojyo/katsuryoku\\_kojyo\\_wg/dai7/siryou4.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/katsuryoku_kojyo_wg/dai7/siryou4.pdf)

例えば、「本来の債務とは別途の、無償サービスの提供要請」や、「メリットの不正確な協賛金・会費等の徴収」、「根拠・説明なき代金の減額（歩引き）」、「代金支払に伴う手数料等の受注者負担」などが該当する。更に、「製品在庫、型の保管費用等を受注者が負担」、「製品の知的財産を、発注者が無償で取得」等、個別業界に特有の商慣習も散見される。

これらのうち、銀行振込手数料等、決済に伴う手数料の受注者負担については、下請法の運用を見直し、合意の有無にかかわらず、違反行為（減額）に当たると整理される方針である。加えて、製造委託において不良品が発生した場合、不良の是正に要した費用を、原因の所在にかかわらず、一方的に代金から相殺する行為は、下請法上の違反行為となり得る旨を明確化する方針である。<sup>3</sup>

このような、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習が、業界全体で一掃されるよう、①上記の考え方・方針について各業界・企業に周知するとともに、②改善すべき商慣習の提示と必要な見直しを行うこと。

#### 4. 最終製品やサービスを消費者に提供する企業や業界による価格決定の配慮及び価格転嫁に係る情報発信

最終製品やサービスを消費者に提供する、いわば「サプライチェーンの頂点」となる企業や業界においては、

- (1) 直接の取引先を超えた、さらに先の取引先まで、価格転嫁が可能となるような価格決定を行うこと。
- (2) また、更に先への価格転嫁の予算確保も含め、価格転嫁の方針が、サプライチェーンの隅々まで伝わるよう、例えば取引階層の深いサプライヤーも参加するセミナーの実施などを通じて広く情報発信を行うこと。

#### 5. 自主行動計画の策定や遵守、商慣習の見直し・パートナーシップ構築宣言を行う旨を盛り込むなどの改善

「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定した業界においては、その遵守を推進すること。また、既述のような価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナーシップ構築宣言」の推進などに向けて、引き続き、自主行動計画に基づく取組の充実や改善を図ること。なお、未策定の業界においては、自主行動計画の策定について検討を行うこと。

#### 6. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「指針」という。）」の遵守徹底など

「指針」に示された行動指針を遵守すること。具体的には、

- (1) 発注企業においては、「指針」に基づいて、適切な価格転嫁のため、受注者との価格交渉を行うとともに、当該受注者に対して、更にその受注者に対しても、価格交渉を行うよう促すこと。その際、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁がな

<sup>3</sup> 「企業取引研究会 報告書」（企業取引研究会、令和 6 年 12 月公表）

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241225\\_kigyotorihiki\\_1.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241225_kigyotorihiki_1.pdf)

されるよう、直接の取引先である受注者の先の取引先の労務費についても価格設定に反映させること。

- (2) 受注者におかれては、「指針」に示された行動指針に基づき、積極的な価格交渉を行うこと。等

以上

国土交通大臣からの  
「トラック運送業における価格転嫁及び賃上げに関する取組について(要請)」  
解説資料

～事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと～



**中野大臣からご発言のあった要請のポイント**

さらなる賃上げと、環境改善による職場の魅力を高めるため  
荷主側のみならず、トラック業界内においても以下の取り組みを進めてください。

元請事業者等が中心となつて取り組む事項

- ・下請法改正案について施行前から自主的な対応を始めてください

他の事業者に運送委託を行う全てのトラック事業者が取り組む事項

- ・多重取引構造を当然とする商習慣を見直してください
- ・実運送に係るコストを勘案した価格決定をしてください

全てのトラック事業者が取り組む事項

- ・運賃収入の上昇分を、トラックドライバーの給与の引き上げに、確実に反映させてください

# 要請項目別 事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと

## 要請1.

下請法違反がないか業界全体での自主点検と、違反がある場合の迅速な不利益の補償や、「自発的申出」の活用

- ・自社において下請法違反がないか中小企業庁・公正取引委員会が公表している資料(P4~10参照)を活用し、自主点検をしてください。
- ・下請法違反があった場合には、下請事業者が受けた不利益の早期回復を行うなどの改善措置を講じること。
- ・「自発的申出」とは、下請法違反行為を行った親事業者が自発的に公正取引委員会に申出をし、かつ、以下のような事由が認められた場合には、勧告を行わないとするものです。
  - ・公正取引委員会が当該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている。
  - ・当該違反行為を既に取りやめている。
  - ・当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置(注)を既に講じている。
  - ・当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている。
  - ・当該違反行為について公正取引委員会が行う調査及び指導に全面的に協力している。
- (注)下請代金を減じていた当該事案においては、減じていた額の少なくとも過去1年間分を返還している。

下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて(公正取引委員会HP)

[https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke\\_tetsuduki/081217.html](https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html)

## 要請2.

下請法の改正に関する検討状況の周知や、成立・施行前からの自主的な対応

- ・下請法改正案において新たな措置が検討されていますので、改正案の成立・施行を待たずに、自主的に対応をしてください。主な改正内容は次のとおり
- ①協議に応じなかったり、協議において必要な説明又は情報の提供をせずに、一方的に代金の額を決定することが禁止されます。
  - ②手形払いが禁止されます。
  - ③発荷主と運送事業者間の取引が下請法の対象となります。
  - ④資本金に加え従業員数300人の区分が新設されます。資本金を低く抑えることで下請法逃れができなくなります。
  - ⑤国土交通省(「トラック・物流Gメン」等)に通報した場合も、下請法の「報復措置の禁止」の対象となります。
  - ⑥法律上の用語を次のように変更します。  
「親事業者」→「委託事業者」、「下請事業者」→「中小受託事業者」

下請法の閣議決定について(公正取引委員会HP)

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250311\\_kakugikettei.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250311_kakugikettei.html)

# 要請項目別 事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと

## 要請3.

「無償サービスの提供要請」、「手数料負担の押し付け」など、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商習慣の見直し

- ・本年4月1日に施行された改正貨物自動車運送事業法において措置された以下の事項について、しっかりと取り組んでください。

・画面の交付【義務付け】

・委託先への発注適正化(健全化措置)【努力義務】

・実運送体制管理簿の作成【元請事業者に義務付け】

・実運送体制管理簿の作成に必要な情報の通知【各事業者に義務付け】

・運送利用管理規定の作成、運送利用管理者の選任【前年度の利用運送量100万トン以上の事業者に義務付け】

4月1日施行の改正貨物自動車運送事業法について(全ト協HP)

[https://jta.or.jp/member/kaisei\\_jigyo/top/jigyo.html](https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyo/top/jigyo.html)

・次の自主行動計画とガイドラインを参考に改善すべき商習慣は見直しをしてください。

・「トラック運送業における適正取引推進、生産性向上及び長時間労働抑制に向けた自主行動計画」(全ト協)

<https://jta.or.jp/member/genyukoto/jishukodokeikaku.html>

・「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進 ガイドライン」(国交省)

<https://www.mlit.go.jp/common/001442847.pdf>

## 要請4.

最終製品やサービスを消費者に提供する企業や業界による価格決定の配慮及び価格転嫁に係る情報発信

- ・元請事業者をはじめとする他の事業者に運送委託を行う全てのトラック事業者は、実運送事業者に係るコスト(燃料や人件費の上昇分など)を勘案して、価格決定を行ってください。

## 要請5.

自主行動計画の策定や遵守、商慣習の見直し・パートナーシップ構築宣言を行う旨を盛り込むなどの改善

- ・全ト協が策定した自主行動計画の取組事項の遵守やパートナーシップ構築宣言を行い、宣言に沿った取り組みを実施してください。

パートナーシップ構築宣言について、宣言の方法(パートナーシップ構築宣言ポータルサイト)

<https://www.biz-partnership.jp/>

全ト協策定の自主行動計画(全ト協HP)

<https://jta.or.jp/member/genyukoto/jishukodokeikaku.html>

## 要請 6.

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の遵守徹底など

- ・「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を遵守し、発注者は適正な価格設定を行い、受注者は積極的な価格交渉を行ってください。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(公正取引委員会HP)

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

【親事業者の禁止行為「下請代金の減額」】

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

## 合理的な理由なく、価格低減を 要請していませんか？



### ⚠ 法令違反となる可能性があります！

発注者が、自社の予算単価・価格のみを基準として、通常支払われる対価に比べ著しく低い取引価格を不当に定めることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

4

#### 〈要注意！〉 チェックポイント

- 発注者の事情のみをもって価格の引き下げを要請していませんか。
- 不況時や為替変動時に協力依頼と称して大幅な価格低減を要求していませんか。
- 品質が異なる安価な海外製品を引き合いに、取引価格を引き下げていませんか。
- 現場の生産性改善など、コスト削減に向けた発注者による協力がないにもかかわらず、受注者の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映させていませんか。



### こんな取引を目指しませんか？

- 品番毎にコスト削減の可能性を評価した上で、合理的な根拠に基づいて価格を設定する。
- 発注者の協力（大量発注や品質の緩和、工程見直しなど）により、受注者のコストダウンを図り、その効果を双方の寄与度によって価格に反映させる。
- 一定期間後に元の取引条件に戻すことを前提とした一時的な価格引下げについては、前提を明確に書面に記載し、適時に取引条件を戻す。
- 発注者は、製品の取引価格設定の根拠（品質、仕様、発注量など）を確認した上で、社内の予算承認を得る。

【親事業者の禁止行為「買いたたき】

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

## 原材料価格やエネルギーコスト、労務費の上昇時、取引価格に反映していますか？

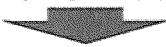


### 法令違反となる可能性があります！

原材料価格、エネルギーコスト、労務費などの上昇や、環境や安全面での規制対応に伴うコスト増であるにもかかわらず、不当に従来の取引価格で納入させた場合、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

#### 〈要注意!〉 チェックポイント

- 受注者が、自社の企業努力では吸収しきれないコスト増分の転嫁を発注者に求めたにもかかわらず、取引価格を据え置いていませんか。
- 原材料などについて自社調達する受注者が、市況価格に応じたコスト増分の転嫁を発注者に求めたにもかかわらず、発注者が安価な大手メーカー支給材価格(集中購買価格)を踏まえた取引価格を押し付けていませんか。



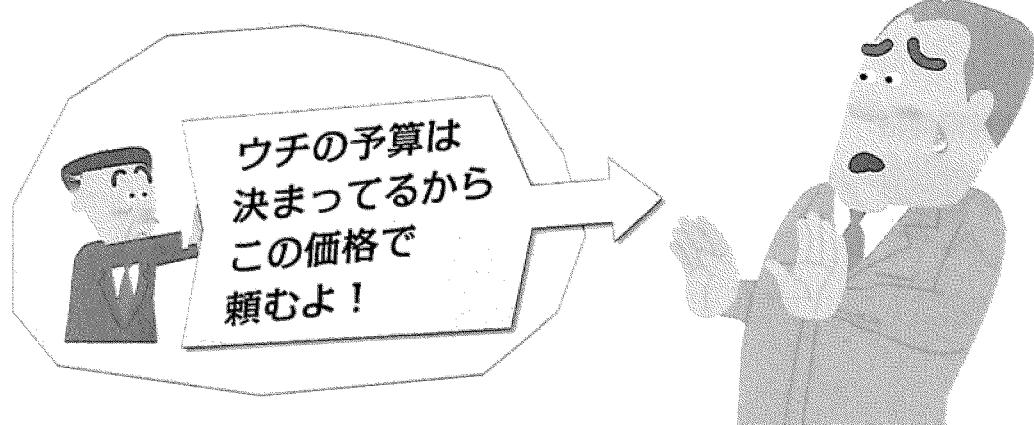
### こんな取引を目指しませんか？

- 原材料価格、エネルギーコストなどの変動を加味した取引価格の算定手法(見直しの時期や方法、価格スライド制など)について十分に協議した上で、あらかじめ発注者・受注者間で合意しておく。
- 人手不足や最低賃金の引き上げに伴う労務費上昇については、その影響を十分に加味し、協議した上で取引単価を設定する。
- 合意がない事項については、外的要因によるコスト増加が企業努力で対応可能なものであるかの検討を行い、その範囲を超えるものについては、適切な転嫁がなされるよう発注者・受注者間で十分に協議する。

【親事業者の禁止行為「買いたたき】

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

## 合理的な理由なく、 指値発注をしていませんか？



### ⚠ 法令違反となる可能性があります！

合理的な説明をせずに、通常支払われる対価に比べ著しく低い取引価格を不当に定めることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

#### 〈要注意!〉チェックポイント

- 発注者の事情のみをもって指値発注を要請していませんか。
- 受注者が円高や不況時などの一時的な事情に対応し単価引き下げに協力した後、状況が改善したにもかかわらず単価を据え置いていませんか。
- 単価があいまいなまま発注し、製品納入後、見積価格を大幅に下回る取引価格を定めていませんか。
- 厳しい短納期で発注し、受注者に発生する費用増を考慮せずに、取引価格を定めていませんか。
- 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産の対価を考慮せずに、取引価格を定めていませんか。



### こんな取引を目指しませんか？

- 発注者・受注者が十分に協議を行い、合理的な単価を設定する。
- 発注者においては、社内の技術担当及び調達担当の連携を密にし、予算付けの根拠となる見積書が、予定する仕様や発注量を真に反映したものであることを確認した上で、社内の予算承認を得る。
- 急激な円高や需要の急減などで発注者が一時的な単価引き下げなどの要請を行った後、状況が改善した場合には単価引き上げを行うなど、信頼関係を保てるような取引を行う。

【親事業者の禁止行為「不当な給付内容の変更、やり直し】】

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

## 受注者の非によらない事後的な仕様変更や工程追加に 要する費用を受注者に負担させていませんか？



### 法令違反となる可能性があります！

発注者が、自己の都合で発注内容を変更したにもかかわらず、当該発注内容の変更のために受注者が要した費用を全額負担しないなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

#### 〈要注意!〉 チェックポイント

- 当初の発注から設計や仕様を変更し、追加の作業や当初の納期に間に合わせるための  
人件費増加などが生じたにもかかわらず、追加費用を受注者に負担させていませんか。
- 当初の発注内容で加工が進んでいるにもかかわらず、作り直しに相当するような仕様  
変更を指示し、当初の発注内容で製造された仕掛け品の受領を拒否していませんか。



#### こんな取引を目指しませんか？

- 発注者の都合により設計・仕様の変更が生じた場合には、仕掛け品の作成費  
用をはじめ、材料費、人件費などの受注者に発生した費用を発注者が全額  
負担する。
- 追加の作業の内容や必要な期間を勘案し、適切な納期を確保する。

【親事業者の禁止行為「不当な経済上の利益の提供要請】

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

## 受注者に従業員を派遣させたり、自社商品を 購入させたりしていませんか？



### ⚠ 法令違反となる可能性があります！

発注者が、受注者に、従業員を派遣させたり、受注者との取引に係る商品以外の商品や役務を購入させたりすることなどにより、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

80

#### 〈要注意！〉チェックポイント

- 派遣費用を負担することなく、受注者の従業員を派遣させ、発注者の業務を行わせていませんか。
- 取引に影響力のある発注側の担当者が、受注者との取引と関係のない自社商品などの購入、利用を要請していませんか。



### こんな取引を目指しませんか？

- 受注者に従業員の派遣を要請する必要がある場合には、派遣の条件についてあらかじめ合意するとともに、派遣に必要な費用を負担する。
- 受注者の専門的な知識・技術を必要としないような作業に従事させようとする場合には、発注者がアルバイトなどを雇うことで対応する。
- 受注者に委託した業務が適切に行われる合理的な必要性が認められるもの以外、外注担当者などを通じての購入・利用の要請は控える。
- 発注者からノルマを定めるなど下請事業者に購入・利用を余儀なくさせるような要請はしない。

# 要請1 下請法違反の自主点検用資料（中小企業庁「手形運用変更周知ポスター」）

## 【親事業者の禁止行為「割引困難な手形の交付」】

約束手形、電子記録債権、一括決済方式を  
利用している皆様

# 交付から満期日までの期間 **60日** を超えていませんか？

2024年11月以降、交付から満期日までの期間<sup>※1</sup>が60日を超える  
約束手形、電子記録債権、一括決済方式は、  
行政指導<sup>※2</sup>の対象となり得ます。

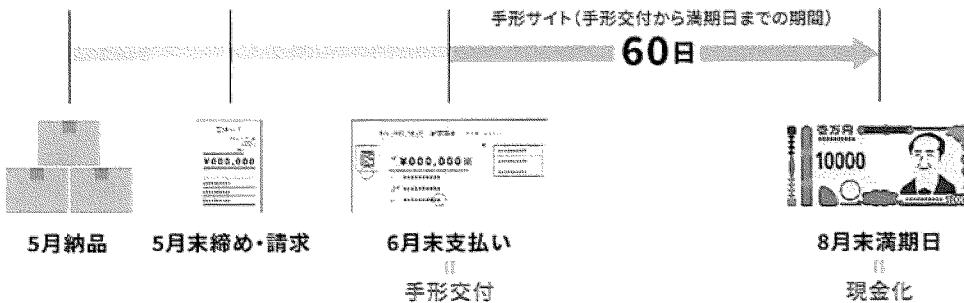
※1 一括決済方式の場合は、「代金の支払期日から代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間」

※2 行政指導の対象は、下請法適用対象の取引



### 手形払い(サイト60日)の例

\*月末締め翌月末手形払いの場合



\*政府は、2026年を目途とした。  
紙の約束手形の利用廃止にも取り組んでいます。



要請1 下請法違反の自主点検に参考となる資料が下記サイトにありますのでご活用ください

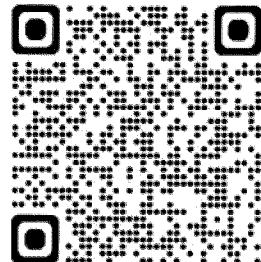
## 参考資料集

### 相談窓口

#### 下請かけこみ寺

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kakekomi.html>

中小企業が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。



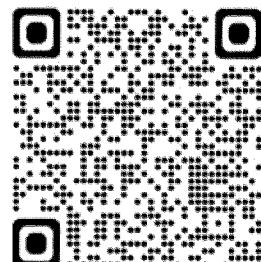
#### 価格転嫁サポート窓

口

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/tenka\\_support.html](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/tenka_support.html)

価格転嫁サポート窓口では、価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法の習得支援を通じて、下請中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押しします。

ご相談の際は、以下、よろず支援拠点の各都道府県窓口までご連絡のうえ、価格転嫁に関するご相談の旨をお伝え下さい。担当の者が対応いたします。



10

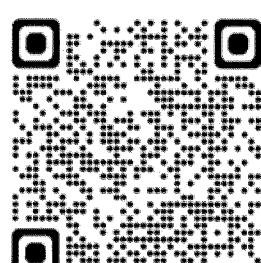
### 下請法について

#### 下請法ガイドブック

#### 「知って守って下請法」

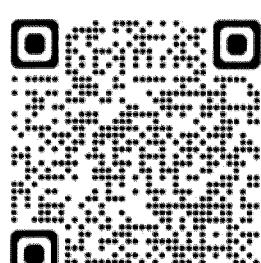
[https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu\\_files/shittemamotte.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/shittemamotte.pdf)

法律の概要、違反事例の紹介等



#### 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



事務連絡

令和7年4月10日

公益社団法人 全日本トラック協会 御中

国 土 交 通 省

内 閣 府

中 小 企 業 厅

#### パートナーシップ構築宣言の業界団体役員企業の宣言拡大について（依頼）

政府において、我が国経済の持続的成長や、成長と分配の好循環の実現に取り組んでいるところ、各事業者によるサプライチェーン全体での付加価値向上や取引関係の適正化に向けて、「パートナーシップ構築宣言」に係る取組を推進してまいりました。2020年7月の運用開始以来、6万社を超える事業者に宣言いただいており、多くの事業者から本宣言の趣旨に御理解・御賛同をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

昨今、我が国経済は原油・原材料等の価格高騰や円安等に伴う急激なコスト上昇に直面しており、賃上げ原資の確保の観点からも、適切な価格転嫁の実現が喫緊の課題となっております。また、地政学リスクの上昇に伴うサイバーセキュリティ確保や、GX等、多様な社会課題についても取組の重要性が高まっております。これらの課題に適確に対応するためには、一部の企業だけでは限界があり、サプライチェーン全体での取組が必要不可欠です。

皆様の御尽力により、「パートナーシップ構築宣言」は拡大を続けておりますが、このような現下の経済社会情勢の下でこそ、各事業者において、宣言の趣旨を踏まえ、サプライチェーン全体での課題克服に向けた取組や、取引関係の適正化に向けた取組が実行されることが、一層強く、期待されるところであります。

こうした中で、令和7年2月に開催された「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）」において、多くの取引先を抱える大企業に宣言をいただくことが特に重要であるとして、内閣府が主体となって、大企業による宣言の拡大に向けた取組を強化する旨を提示するとともに、内閣官房（総理官邸）より、政府から、取引適正化に係る自主行動計画を策定している業界団体に対して、役員企業の宣言拡大を呼びかけること、役員企業の宣言状況についてフォローアップを行うことについて提示がありました。

つきましては、貴会におかれでは、役員企業様への改めての「パートナーシップ構築宣言」の宣言及び実行の呼びかけをお願いいたします。

なお、取引適正化に係る自主行動計画への宣言を行う旨の記載状況については、「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ（中小WG）」においてフォローアップを行っているところ、本年6月を予定している次回中小WGにおいて、役員企業の宣言状況について、各団体の役員企業宣言率を公表する予定でございます。

その後、本年末から来年初頭にかけて開催を検討している次回PS会議において、本年中の宣言拡大に向けた取組の成果を確認するため、同様の形でフォローアップを行う予定でございます。

以上、御協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

# 全ト協の役員企業へのお願い事項

2025.04.10 全国専務理事業務連絡会議資料

- 政府全体の取組として、自主行動計画を策定している業界団体の「役員企業」において宣言が進むよう、各事業所管省庁から、各業界団体の役員企業に対し、パートナーシップ構築宣言に取組んでいただくよう働きかけを行うこととなりました。（当課より依頼の事務連絡を発出いたします。）
- トラック運送業における宣言企業数は、直近約1年間で、約1,000社増え、累計で約1,600社になりました。
- 本年6月の次回の内閣官房主催の会議では、各業界団体ごとに役員企業の宣言率が公表され、今後も継続して宣言率のフォローアップが行われます。
- 現時点で、全ト協の役員である会長、副会長、理事の企業における宣言率は、約3割ですので、宣言をされていない役員各位におかれましては、積極的にパートナーシップ構築宣言の実施に取組んでください。
- 手続きは、ポータルサイト上で宣言のPDFを登録するだけです。ぜひ、ご検討の上、宣言の登録をお願いいたします。  
<https://www.biz-partnership.jp/>

## 第6回パートナーシップ転嫁円滑化会議における赤澤大臣・青木官房副長官御発言要旨

- 第6回「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議」会議（2025年2月21日）において、赤澤経済財政政策担当大臣および青木官房副長官より、関係省庁に対して、以下3点指示。
  - ①自主行動計画を策定している業界団体の役員企業の宣言拡大に向け、業界団体に対する働きかけの実施。
  - ②宣言企業、特に大企業に対する補助金等のインセンティブ拡充について、積極的な検討の実施。
  - ③改正後のPS宣言ひな型について、普及啓発の実施。

### 青木官房副長官発言要旨（該当箇所抜粋）

- 今後、各事業所管省庁におかれましては、自主行動計画を策定している業界団体の「役員企業」において宣言が進むよう、団体・役員企業に対し、働きかけをお願いいたします。この点は、次回の会議において、各団体における役員企業の宣言状況をフォローアップしたいと考えています。
- また、多くの取引先を抱える大企業をはじめ、宣言企業の拡大に向け、補助金等のインセンティブの拡充も重要です。経済産業省・中小企業庁の施策だけでなく各事業所管省庁においても、更なる拡充の検討をお願いいたします。

### 赤澤大臣締め括り発言要旨（該当箇所抜粋）

- 先ほど青木副長官からもお話がありましたが、私から、本日の議論を踏まえ、3点の御協力をお願いいたします。
  - ①1点目。関係省庁におかれては、大企業の宣言拡大に向けて、自主行動計画を策定している業界団体の役員企業の宣言が進むよう、所管の立場から、働きかけを行ってください。
  - ②2点目。関係省庁において、補助金等のインセンティブの拡充について、積極的な検討をお願いいたします。特に、大企業の宣言拡大に資するような補助金や税制上の優遇措置について、重点的な検討をお願いいたします。
  - ③3点目。重層的なサプライチェーンにおける価格転嫁が進むよう、改正後の宣言のひな形について、経済界を含め、幅広い啓発普及の取組をお願いいたします。

## 「パートナーシップ構築宣言」のひな形（2024年11月版）

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

#### （個別項目）

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載ください。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく自社の取組方針をパートナーシップ構築宣言に盛り込む場合は、①に追記してください。また、独自に文書等を作成されている場合は別紙として添付してください。具体的な記載方法については、記載要領及びFAQをご確認ください。

## ②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

※型とは、金属、プラスチック、ゴム、ガラス等を素材（原料）とする製品の成形加工に用いられる金型、樹脂型、木型等の型又は治具のことです。

※型を活用した取引を行っていない場合には、この項目を除外してください。

## ③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

※手形等には一括決済方式又は電子記録債権を含みます。

## ④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

(例) 取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取り先との間で"50/50 (ファイティ・ファイティ)"とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

(注) 「ホワイト物流」について記載する場合は、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明し、「ホワイト物流」推進運動のホームページに掲載されている必要があります。

(例) 約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

〇年〇月〇日

---

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。